

争議発生 事業場及 労働者總数 男 二八 女 一 計 二九 人 争議参加員 男 一一 女 一 計 一二	福岡市西中洲町 ミカド食堂 生産品類 食堂	争議解決 年月日 十一月二十五日	争議発生 年月日 十一月二十四日	素行不良ノ料理人村口直一ヲ解雇スルニ同情 シ復職ヲ要求スルニヨリ 一 村口直一、解雇即時取消ヲ要求ス 二 従業員ヲ今後絶対ニ解雇セザルコト 三 絶対ニ減給セザルコト 四 早番遅番ノ時刻ヲ厳守スルコト 五 縣廳食堂従業員中ハ祭日・曜日・宴會ノイ場合ハ従前 通り公休ヲ與ヘルコト 六 年二回以下前掛 帽子ノ支給ヲナスコト 七 ナフ歩合ノ制定ハ公表スルコト 八 料理場使用ノナイフハ自前ヲ廢スルコト 九 解雇手當及勤續手當ノ制度ヲ確立スルコト	要点 一 村口直一ハ所然解雇スルコト 二 今後従業員ノ解雇ヲセザルコト 但ニ業務ノ縮少ヲ来セル場合ハ此ノ限リテハ 三 絶対ニ減給ヲシナイ様ニスル 四 早番遅番ノ時刻ヲ厳守スルコト 五 承認 六 承認 七 承認 八 承認 九 當分留保スルコト 十 村口ニ解雇手當五十五円支給スルコト
---	--------------------------------	------------------------	------------------------	---	---

解決事項 一 村口直一ハ所然解雇スルコト 二 今後従業員ノ解雇ヲセザルコト 但ニ業務ノ縮少ヲ来セル場合ハ此ノ限リテハ 三 絶対ニ減給ヲシナイ様ニスル 四 早番遅番ノ時刻ヲ厳守スルコト 五 承認 六 承認 七 承認 八 承認 九 當分留保スルコト 十 村口ニ解雇手當五十五円支給スルコト	要点 一 村口直一ハ所然解雇スルコト 二 今後従業員ノ解雇ヲセザルコト 但ニ業務ノ縮少ヲ来セル場合ハ此ノ限リテハ 三 絶対ニ減給ヲシナイ様ニスル 四 早番遅番ノ時刻ヲ厳守スルコト 五 承認 六 承認 七 承認 八 承認 九 當分留保スルコト 十 村口ニ解雇手當五十五円支給スルコト	備考 調停者 調停官 福田港 辯護士 夏秋嘉行 應援 労働団体 全九州出版労働組合
---	---	---